鹿児島県公報

平成25年5月24日(金)第2908号



鹿 発 行 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 集総務部学事法制課 定例発行日 (每週火,金)

次 目

(※については例規集登載事項)

(高校教育課取扱い) 22

ページ 告 示 ○指定代理納付者の指定 (財政課取扱い) 1 (森づくり推進課取扱い) 2 ○保安林の指定の解除予定 ○生活保護法等に基づく指定医療機関等の休止 (社会福祉課取扱い) 2 ○生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (社会福祉課取扱い) 2 ○生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出 (3件) (社会福祉課取扱い) 3 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の変更事項の届出 (障害福祉課取扱い) 3 ○漁船保険付保義務発生(2件) (水産振興課取扱い) 4 ○農地保有合理化事業規程の変更の承認 (農村振興課取扱い) 4 ○基本測量の終了 (監理課取扱い) 4 ○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課取扱い) 4 ○土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課取扱い) 5 ○歳入の収納事務の委託(2件) (建築課取扱い) 5 ○障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の廃止 (鹿児島地域振興局取扱い) 6 ○障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の指定 (鹿児島地域振興局取扱い) 6 ○障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の廃止 (北薩地域振興局取扱い) 6 ○障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の指定(2件)(北薩地域振興局取扱い)7 (姶良・伊佐地域振興局取扱い) 7 ○障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 8 ○障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の指定(2件)(大隅地域振興局取扱い)8 (熊毛支庁取扱い) 8 ○障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の廃止 (大島支庁取扱い) 9 公 告 ○一般競争入札公告 (管財課取扱い) 9 ○落札者等の公告(5件) (県立武岡台養護学校取扱い) 12 (県立串木野養護学校取扱い) 13 (県立出水養護学校取扱い) 14 (県立牧之原養護学校取扱い) 14 ○一般競争入札公告 (情報管理課取扱い) 15 ○一般競争入札の参加者の資格に関する公告 (県立病院課取扱い) 17 ○一般競争入札公告 (県立薩南病院取扱い) 19 教育委員会規則 ○鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則(※)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により,指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成25年5月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定代理納付者の名称及び住所

ヤフー株式会社

東京都港区赤坂九丁目7番1号

2 指定代理納付者に代理納付させる歳入

寄附金(インターネットを利用して納付するかごしま応援寄附金に限る。)

3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード 国際ブランドマーク (VISA, Master Card, ダイナース又は American Expressに限る。) が付されたクレジットカード

4 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

鹿児島県告示第624号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により,次のとおり保安林の指定 を解除する予定である。

平成25年5月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 解除予定保安林の所在場所

大島郡瀬戸内町大字篠川字深山209番1 (次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第625号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり休止の届出があった。

平成25年5月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名称	所 在 地	休止年月日
与論中央クリニック	大島郡与論町茶花2184	平成25年4月1日

鹿児島県告示第626号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年5月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名称	所 在 地	指定年月日
クローバーデンタルクリニック	南九州市知覧町郡5174番地3	平成25年4月2日
アイン薬局加世田店	南さつま市加世田唐仁原1180番	平成25年4月1日

鹿児島県告示第627号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

平成25年5月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定医療機関の名称及び所在地 曽於医師会立有明病院 志布志市有明町野井倉8288番地1

2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
名称	曽於郡医師会立有明	曽於医師会立有明病	平成25年4月1日
	病院	院	

鹿児島県告示第628号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

平成25年5月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定医療機関の名称及び所在地 医療法人純青会せいざん病院 西之表市住吉3363番地2
- 2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
所在地	西之表市西之表	西之表市住吉3363番	平成25年4月1日
	10019番地	地 2	

鹿児島県告示第629号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

平成25年5月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定医療機関の訪問看護ステーション及び老人訪問看護ステーションの名称及び所在地 曽於医師会立訪問看護ステーション 志布志市有明町野井倉8288番地1

2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
訪問看護ステーショ	曽於郡医師会立訪問	曽於医師会立訪問看	平成25年4月1日
ン及び老人訪問看護	看護ステーション	護ステーション	
ステーションの名称			

鹿児島県告示第630号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成25年5月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

医療機関の名称及び主た	事業所の名称及び所	変更事項	変更	内 容	自立支援医
る事務所の所在地	在地	发 史争识	変更前	変更後	療の種類
姶良地区医師会訪問看護	公益社団法人姶良地	医療機関の	姶良郡医師会	姶良地区医師	育成医療・
ステーション	区医師会	名称	訪問看護ステ	会訪問看護ス	更生医療
霧島市隼人町内山田一丁	霧島市隼人町内山田		ーション	テーション	
目 6 番 52号	一丁目6番62号	事業所の名	社団法人姶良	公益社団法人	
		称	郡医師会	姶良地区医師	
				会	

鹿児島県告示第631号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果,野間池加入区について,同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。 平成25年5月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第632号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した 結果,屋久加入区について,同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成25年5月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第633号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第8条第1項の規定により、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社の農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認した。

平成25年5月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 変更に係る農地保有合理化事業の種類
 - (1) 農地売買等事業
 - (2) 農地売渡信託等事業
 - (3) 農地貸付信託事業
 - (4) 研修等事業
- 2 変更の内容
 - (1) 農業経営基盤強化促進法の改正に伴い新設された農地利用集積円滑化事業との連携についての追記
 - (2) 農地法改正に伴い廃止された標準小作料についての記載事項の変更
- (3) 農業協同組合法改正に伴う農業協同組合等に対する農地の貸付条件の変更
- 3 承認の年月日

平成25年5月16日

鹿児島県告示第634号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土地理院長から平成24年6月1日鹿児島県告示第699号で告示した基本測量の実施は、平成25年3月29日終了した旨の通知があった。

平成25年5月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第635号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課に備え置い て縦覧に供する。

平成25年5月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域の名称	区	域
広木 6 地区	次に掲げる標柱の1号が	いら8号までを順次直線で結んだ線及び同標
	柱の1号と8号を直線で約	昔んだ線により囲まれた土地の区域
	標柱	標柱の所在地
	1号	鹿児島市田上町4308番口地先
	2 号	鹿児島市田上町4020番1
	3 号	鹿児島市田上町4020番1地先
	4 号	鹿児島市広木二丁目4110番4
	5 号	鹿児島市広木二丁目4110番3
	6 号	鹿児島市広木二丁目4112番3
	7 号	鹿児島市広木二丁目4112番2
	8 号	鹿児島市広木二丁目4112番5

鹿児島県告示第636号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第6条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成25年5月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生														
原因となる自然	市町村名		土	砂	災	害	警	戒	X	域	\mathcal{O}	名	称	
現象の種類														
急傾斜地の崩壊	薩摩川内	急•	古原	₹1										
	市													

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川 港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第637号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務 を次のとおり委託した。

平成25年5月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 歳入の種類

鹿児島市以外(離島を除く。) に存する県営住宅に係る住宅使用料

2 委託の相手方

鹿児島市平之町8番29号

南和産業グループ 代表団体 株式会社南和産業

3 委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

鹿児島県告示第638号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務 を次のとおり委託した。

平成25年5月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 歳入の種類

大島郡与論町に存する県営住宅に係る住宅使用料

2 委託の相手方

大島郡与論町茶花32番地1

与論町

3 委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

鹿児島地域振興局告示第15号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第51条の25第2項の規定により,指定一般相談 支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年5月24日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事 業 所				指定相談支援事業者					
	名	称	所 在 地	名 称		主たる事務所の所 在地	代表者の氏 名		廃止年月日
つく	しの	心	いちき串木野市旭	NPO法	人つくし	いちき串木野市上	小原	信子	平成25年
			町93番地	の会		名5167番地2			1月31日

鹿児島地域振興局告示第16号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第51条の14第1項の規定により,次のとおり指定一般相談支援事業者として指定した。

平成25年5月24日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事	美 所		化宁仁日		
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所 在地	代表者の氏 名	指定年月 日
相談支援センター	いちき串木野市湊	株式会社アサンテ	鹿児島市南郡元町	田邊陽一	平成24年
イマジン	町一丁目236番地		6番16号		4月1日
日置市障がい者等	日置市伊集院町郡	日置市	日置市伊集院町郡	宮路 高光	平成24年
基幹相談支援セン	一丁目100番地		一丁目100番地		4月1日
ター					
うめの里相談支援	日置市日吉町日置	社会福祉法人日置	日置市日吉町日置	東 正樹	平成25年
センター	字梅山197番地	福祉会	字梅山197番地		2月1日
曙福祉会相談支援	日置市吹上町湯之	社会福祉法人曙福	日置市吹上町湯之	佐野 公一	平成25年
事業所	浦2758番地	祉会	浦2758番地		4月1日
相談支援事業所ス	いちき串木野市別	医療法人いとう耳	いちき串木野市曙	伊東 一則	平成25年
マイルスペース i	府3994番地3	鼻科	町95番地		4月1日
太陽の里相談支援	日置市伊集院町郡	社会福祉法人緑風	日置市伊集院町郡	佐多 京子	平成25年
センター	字杉ヶ迫2075番地	会	字杉ヶ迫2075番地		4月1日
ふるさと学園	日置市東市来町湯	社会福祉法人信成	日置市東市来町湯	河野 史代	平成25年
	田字平原7107番地	会	田字平原7107番地		4月1日
	8		8		
向陽ホーム	日置市伊集院町郡	医療法人向陽会	日置市伊集院町徳	桑水流博文	平成25年
	二丁目33番地		重156番地		4月1日

北薩地域振興局告示第12号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第51条の25第2項の規定により,指定一般相談 支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年5月24日

北薩地域振興局長 萩 亮

事	黄 所	指	南山左口		
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所	代表者の氏	廃止年月日
			在地	名	
社会福祉法人阿久	阿久根市鶴見町167	社会福祉法人阿久	阿久根市鶴見町167	跡上 岩市	平成24年
根市社会福祉協議	番地	根市社会福祉協議	番地		10月1日
会指定相談支援事		会			
業所					
薩来園相談支援セ	薩摩川内市入来町	社会福祉法人聖嬰	兵庫県宝塚市仁川	鈴木三和子	平成25年
ンター	副田5956-9	会	高台二丁目1-37		3月31日
可愛会障害者生活	薩摩川内市宮内町	社会福祉法人可愛	薩摩川内市宮内町	今村農夫男	平成25年
支援センター	2641番地	会	2539番地 2		3月31日
相談センターサニ	薩摩川内市中郷町	社会福祉法人麦の	鹿児島市川上町680	清原 浩	平成25年
ーサイド	4708 — 1	芽福祉会	- 3		3月31日
障害者支援センタ	薩摩郡さつま町宮	社会福祉法人ひい	薩摩郡さつま町宮	川瀬 逸雄	平成25年
ーさつま	之城屋地729番地	らぎ会	之城屋地670番地2		3月31日
さつま町障害者相	薩摩郡さつま町宮	社会福祉法人さつ	薩摩郡さつま町宮	上囿 一行	平成25年
談支援センター	之城屋地2117番地	ま町社会福祉協議	之城屋地2117番地		3月31日
	1	会	1		

北薩地域振興局告示第13号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第51条の14第1項の規定により、次のとおり指 定一般相談支援事業者として指定した。

平成25年5月24日

北薩地域振興局長 萩 亮

事	業 所		* +		
to the	正 大 地	to she	主たる事務所の所	代表者の氏	指定年月
名 称	所 在 地	名 称	在地	名	目
みんなの力支援セ	出水市高尾野町下	社会福祉法人黒潮	出水市高尾野町下	中村 興二	平成24年
ンター	高尾野2216番地1	会	高尾野2216番地1		4月1日
エトワール	薩摩川内市水引町	医療法人静和会	いちき串木野市湊	田中 英世	平成24年
	3247 - 1		町一丁目208番地		5月1日
あいわの里支援セ	阿久根市脇本9185	社会福祉法人黒潮	出水市高尾野町下	中村 興二	平成24年
ンター	番地2	会	高尾野2216番地1		5月1日
「集(つどい)」	出水市麓町30-68	医療法人公盡会	出水市麓町29-1	今村 圭介	平成25年
					4月1日

姶良•伊佐地域振興局告示第17号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第51条の14第1項の規定により,次のとおり指 定一般相談支援事業者として指定した。

平成25年5月24日

姶良 · 伊佐地域振興局長 陶山修

事 業 所		申 請 者			** * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
to the	55 /c 4th	to the	主たる事務所の所	代表者の氏	指定年月
名 称	所 在 地	名 称	在地	名	日
あけぼの	伊佐市大口大田69	社会福祉法人慈和	伊佐市大口大田	永田 公子	平成25年
	番地1	会	132番地		4月1日
地域生活支援事業	姶良市平松6488番	有限会社アシスト	姶良市平松2004番	原 俊弘	平成25年
所アシスト	地		地 1		4月1日

大隅地域振興局告示第13号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第51条の25第2項の規定により,指定一般相談 支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年5月24日

大隅地域振興局長 三角浩一

事 業 所		指定相談支援事業者			
t the	=r += ub	tr She	主たる事務所の所	代表者の氏	廃止年月
名 称	所 在 地	名 称	在地	名	目
あゆみ	鹿屋市寿四丁目1	社会福祉法人仁和	鹿屋市寿四丁目1	斉之平和夫	平成25年
	番43号	会	番43号		3月31日
相談支援事業所お	肝属郡南大隅町根	社会福祉法人白鳩	肝属郡南大隅町根	中村 隆重	平成25年
おすみ	占川北2105	会	占川北2105		3月31日

大隅地域振興局告示第14号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第51条の14第1項の規定により、次のとおり指 定一般相談支援事業者として指定した。

平成25年5月24日

大隅地域振興局長 三角浩一

事	業 所		申 請 者		114 de la 11
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所 在地	代表者の氏 名	指定年月日
めぐみ会相談支援	曽於市末吉町諏訪	社会福祉法人めぐ	曽於市末吉町諏訪	徳留 紀寿	平成25年
事業所	方5105番地	み会	方5105番地		3月1日
みささぎ	鹿屋市向江町29番	社会福祉法人岳風	鹿屋市吾平町上名	松下 隆治	平成25年
	地 2 鹿屋市社会福	会	字笹ヶ尾原6162番		4月1日
	祉会館内		地 2		
相談支援事業所こ	鹿屋市向江町29番	社会福祉法人天上	肝属郡肝属町後田	野村 碩夫	平成25年
だま	地 2 鹿屋市社会福	会	5501番地		4月1日
	祉会館内				
シオン舎相談支援	曽於市大隅町岩川	特定非営利活動法	曽於市大隅町岩川	立山 泰士	平成25年
事業所	6386番地	人大隅シオン舎	6386番地		4月1日
のどか園相談支援	曽於市末吉町諏訪	社会福祉法人大多	曽於市末吉町諏訪	福永 俊一	平成25年
センター	方10231番地	福会	方10231番地		4月1日
相談支援事業所す	曽於市末吉町二之	社会福祉法人博風	曽於市末吉町二之	濵田 恭亮	平成25年
みよしの里	方3070番地2	会	方3070番地2		4月1日
輪光無量寿園居宅	曽於市末吉町岩崎	社会福祉法人輪光	曽於市末吉町岩崎	山内 大宣	平成25年
介護支援事業所	971番地1	福祉会	971番地1		4月1日
そお地区障がい者	志布志市志布志町	医療法人左右会	志布志市志布志町	橋口 渡	平成25年
相談支援センター	志布志二丁目1-		志布志一丁目11番		4月1日
	1 志布志支所内		12号		
相談支援センター	曽於郡大崎町菱田	社会福祉法人愛生	曽於郡大崎町菱田	新平 金道	平成25年
愛生スマイル	字宇都口3596番地	会	字宇都口3596番地		4月1日
白鳩会障がい者相	鹿屋市向江町20番	社会福祉法人白鳩	肝属郡南大隅町根	中村 隆重	平成25年
談支援センター	地18	会	占川北2105番地		4月1日
共生型地域自立支	鹿屋市今坂町12557	社会福祉法人敬心	鹿屋市今坂町12405	郷原 建樹	平成25年
援センター太陽の	- 1	会	-47		4月1日
丘相談支援事業所					

熊毛支庁告示第5号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第51条の14第1項の規定により、次のとおり指

定一般相談支援事業者として指定した。 平成25年5月24日

熊毛支庁長 堂前博文

事	美 所		申 請 者		松克左目
₽ £hr	元 左 地	D €4r	主たる事務所の所	代表者の氏	指定年月
名 称	所 在 地	名 称	在地	名	目
障害者支援センタ	熊毛郡中種子町納	特定非営利活動法	熊毛郡中種子町納	松岡勝廣	平成24年
ーこすも	官6130番地	人こすも	官6079番地		8月1日
たちばな園	西之表市現和8455	社会福祉法人豊山	西之表市現和8455	遠 藤 隆	平成25年
	番地5	会	番地 5		4月1日
障がい者相談支援	熊毛郡中種子町野	社会福祉法人暁星	熊毛郡中種子町野	橋口 勝	平成25年
センターあかつき	間6584番地1	会	間6584番地1		4月1日

大島支庁告示第3号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第51条の25第2項の規定により,指定一般相談 支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年5月24日

大島支庁長 伊喜功

			八句	文厅长 5	" 吾切
事 業 所		指定相談支援事業者			廃止年月
h	= + u	tr She	主たる事務所の所	代表者の氏	
名 称	所 在 地	名 称	在地	名	目
ユーアイ相談支援	奄美市名瀬小俣町	特定非営利活動法	奄美市名瀬小俣町	富山 佳郎	平成25年
事業所	3番50号	人ユーアイ自立支	3番50号		3月31日
		援の会			
ゆらい	奄美市名瀬塩浜町	医療法人啓心会	奄美市名瀬伊津部	笹原 徹郎	平成25年
	13番1号		町16番7号		3月31日
チャレンジドサポ	奄美市名瀬小浜町	特定非営利活動法	奄美市名瀬小浜町	向井 扶美	平成25年
ート奄美	24番 8 号	人チャレンジドサ	24番8号		3月31日
		ポート奄美			
指定相談支援事業	大島郡龍郷町赤尾	社会福祉法人愛誠	大島郡龍郷町赤尾	堅山 榮三	平成25年
所星の園	木1356番地	会	木1356番地		3月31日
喜界町社会福祉協	大島郡喜界町赤連	社会福祉法人喜界	大島郡喜界町赤連	開悦夫	平成25年
議会相談支援事業	22番地	町社会福祉協議会	22番地		3月31日
所					
天城町社会福祉協	大島郡天城町天城	社会福祉法人天城	大島郡天城町天城	福田 利光	平成25年
議会障害者相談支	462番地	町社会福祉協議会	462番地		3月31日
援事業所					
社会福祉法人伊仙	大島郡伊仙町伊仙	社会福祉法人伊仙	大島郡伊仙町伊仙	琉 理人	平成25年
町社会福祉協議会	2571番地	町社会福祉協議会	2571番地		3月31日
障害者相談支援事					
業所					

一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、物品等の購入について、 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

平成25年5月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量 ホールボディカウンタ等搭載車 1台
- (2) 購入をする物品等の特質等入札説明書による。
- (3) 納入期限 入札説明書による。
- (4) 納入場所入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和52年鹿児島県告示第166号)に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。 なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する 暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
 - エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
 - オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金 銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は 積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は 個人
 - ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれ らを利用している法人又は個人
 - ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
 - (4) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱(平成15年鹿児島県告示第416号)第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- 3 入札の方法等
 - (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に 規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」とい う。)により送付すること(郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明すること ができる郵便又は信書便とすること。)。

(4) 入札書の提出期限

平成25年7月4日午前10時(郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着 のこと。)

- (5) 開札の日時及び場所
 - ア 日時 平成25年7月4日午後2時
 - イ 場所 鹿児島県庁(行政庁舎1階)出納局管財課入札室
- (6) 入札説明書
 - ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書 による。
 - イ 入札説明書の交付場所及び交付期限 (2)及び(4)に同じ。
- 契約条項を示す場所及び期限
 - 3の(2)及び(4)に同じ。
- 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書 の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入 札保証金の納付が免除される。

なお,入札保証金は,入札終了後還付する。ただし,落札者には,契約締結後還付する。

- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を 被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提 出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国(独立行政法人を含む。)又は地 方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契 約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面 を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれ がないと認められるときに限る。)。
- (2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に 定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契 約保証金の納付が免除される。

なお, 契約保証金は, 契約履行後還付する。

- ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とす る契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体と この契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上 にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したと き(その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。
- 7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書,入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又 は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入
- (6) 民法(明治29年法律第89号) 第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認 めた場合の入札

- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で,予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 仮契約の締結

ホールボディカウンタ等搭載車の購入に係る契約の締結については, 鹿児島県議会(以下「議会」という。)の議決を要するため, 議決までの間は仮契約とし, 議決を得たときに契約が成立するものとする。

- (1) 仮契約締結後,議会の議決までの間に,落札者が地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなった場合又は指名停止を受けた場合は,契約担当者は仮契約を解除することができる。
- (2) (1)により仮契約を解除した場合は、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

13 その他

この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

- 14 SUMMARY
 - (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Whole body counter car: 1

(2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the bid explanation form

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

10:00 a.m. 4 July 2013

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099 - 286 - 3826

FAX 099-286-5643

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成25年5月24日

鹿児島県立武岡台養護学校長 古賀政文

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

陸上運送サービス(鹿児島県立武岡台養護学校通学バス運行業務) 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県立武岡台養護学校

鹿児島市小野町2760番地 郵便番号 890-0022

3 落札者を決定した日 平成25年3月28日

4 落札者の氏名及び住所並びに落札金額

(1) 鹿児島交通株式会社

鹿児島市山下町9番5号

6,804,000円(春山線),7,560,000円(谷山線),7,560,000円(真砂線)

(2) 鹿児島中央観光バス株式会社

鹿児島市小山田町7276番地9

7,875,000円 (伊敷線)

- 5 特定調達契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告を行った日

平成25年2月15日

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成25年5月24日

鹿児島県立武岡台養護学校長 古賀政文

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

陸上運送サービス (鹿児島県立武岡台養護学校通学バス運行業務) 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県立武岡台養護学校

鹿児島市小野町2760番地 郵便番号 890-0022

3 随意契約の相手方を決定した日

平成25年3月28日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

南九州観光バス有限会社

鹿児島市中山町1042番地1

5 随意契約に係る契約金額

8,190,000円 (吉野線)

6 特定調達契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号該当

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成25年5月24日

鹿児島県立串木野養護学校長 滿尾吉見

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

陸上運送サービス (鹿児島県立串木野養護学校通学バス運行業務) 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県立串木野養護学校

いちき串木野市八房1041番地 郵便番号 896-0056

3 随意契約の相手方を決定した日

平成25年3月28日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

いわさきバスネットワーク株式会社

鹿児島市山下町9番5号

5 随意契約に係る契約金額

29,925,000円 (郡山線・川内線・東郷線・樋脇線)

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号該当

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成25年5月24日

鹿児島県立出水養護学校長 猿渡努

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

陸上運送サービス(鹿児島県立出水養護学校通学バス運行業務) 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 鹿児島県立出水養護学校

出水市文化町966番地 郵便番号 899-0208

3 落札者を決定した日

平成25年3月28日

4 落札者の氏名及び住所

南国交通株式会社

鹿児島市中央町18番地1

- 5 落札金額
 - 9.187.500円 (1号車 長島線)
 - 8,820,000円(2号車 阿久根線)
 - 9,082,500円 (3号車 菱刈線)
 - 9,271,500円(4号車 宮之城線)
 - 11,287,500円 (5号車 湧水線)
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日

平成25年2月15日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成25年5月24日

鹿児島県立牧之原養護学校長 五反田勝

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

陸上運送サービス(鹿児島県立牧之原養護学校通学バス運行業務) 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県立牧之原養護学校

霧島市福山町福山6140番地1 郵便番号 899-4501

3 落札者を決定した日

平成25年3月28日

- 4 落札者の氏名及び住所並びに落札金額
 - (1) 鹿児島中央観光バス株式会社 鹿児島市小山田町7276番地9 7,140,000円(横川線)
 - (2) 有限会社高山三幸観光 肝属郡肝付町富山405番地2 7,875,000円(姶良線)

- (3) 有限会社福留交通観光 曽於郡大崎町神領2175番地1 7,350,000円(大隅線)
- (4) さつま交通観光株式会社 霧島市横川町上ノ字崎山1865番地1 7,350,000円(溝辺線)
- (5) 三州自動車株式会社 宮崎県都城市北原町1街区22号 7,875,000円(末吉線),12,810,000円(志布志線)
- 5 特定調達契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告を行った日

平成25年2月15日

.....

一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

平成25年5月24日

鹿児島県警察本部長 杉山芳朗

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称 汎用電子計算機業務再構築委託
 - (2) 調達をする役務の特質等 入札説明書による。
 - (3) 履行期限 平成26年3月26日
 - (4) 履行場所

鹿児島県警察本部警務部情報管理課

- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱(平成14年鹿児島県告示第1481号)に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者(入札参加資格の効力を停止されている者を除く。)であること。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する 暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
 - エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
 - オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金 銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は 積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は 個人
 - ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれ らを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

- 3 入札の方法等
 - (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額 を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるも のとする。)をもって落札価格とするので,入札に参加する者は,消費税及び地方消費税 に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年7月3日午後1時30分

イ 場所 鹿児島県警察本部警務部会計課入札室(警察庁舎3階)

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は,入札説明書 による。

- イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
 - ⑦ 交付場所 鹿児島県警察本部警務部情報管理課
 - (4) 交付期限 平成25年7月2日午後5時
- 4 契約条項を示す場所及び期限
 - 3の(3)のイに同じ。
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説 明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するとき は,入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を 被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提 出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国(独立行政法人を含む。)又は地 方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契 約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面 を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれ がないと認められるときに限る。)。
- (2) 契約保証金 免除する。
- 6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書,入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又 は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入 札
- (6) 民法 (明治29年法律第89号) 第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認 めた場合の入札
- (7) 送付、電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

8 最低制限価格

設定しない。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県警察本部警務部情報管理課

鹿児島市鴨池新町10番1号

電話番号 099-206-0110 (内線2424)

ファックス番号 099-206-5564

•••••

一般競争入札の参加者の資格に関する公告

平成25年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契 約に係る一般競争入札(以下「入札」という。)に参加する者に必要な資格等について、次の とおり公告する。

平成25年5月24日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

- 1 調達をする物品等の種類
 - (1) 種類

物品(医療機器類)の購入

(2) 名称

全身用X線CT診断装置 一式

- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。)に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
 - (2) 薬事法(昭和35年法律第145号)第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けた者であること。
 - (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する 暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
- エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
- オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金 銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は 積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は 個人
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれ らを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

- 3 入札参加資格審査の申請の方法, 時期等
 - (1) 申請の方法

所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民 間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99条)第2条第6項に規定する 一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規 定する信書便(以下「信書便」という。)により提出するものとする。

- ア 所定の営業概要書
- イ 登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- ウ 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと を証する書類(個人の場合に限る。)
- エ 納税証明書
 - (ア) 消費税について未納の税額がないことの証明書
 - (イ) 鹿児島県の県税(同県税が課税されていない者で県外に主たる営業所を有するもの にあっては、主たる営業所の所在地の都道府県税)について未納の税額がないことの 証明書
- 才 印鑑証明書
- カ 財務諸表 (法人にあっては申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益 計算書,個人にあっては申請書を提出する年の前年分の所得税確定申告書の写し)
- キ その他知事が必要と認める書類
- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係(行政庁舎1階)

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

(3) 申請書類の受付期間

平成25年5月24日から同年6月18日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8 時30分から午後5時15分までとする。

なお,受付期間の終了後も随時受け付けるが,この場合には入札参加資格審査が入札に 間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のアからカまでのいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができな 11

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- イ 資格審査要綱第6条第1項又は第2項の規定により入札参加資格を取り消され、その 取消しの日から2年を経過していない者
- ウ 営業開始後2年を経過していない者又は営業を停止し、若しくは休止した者で営業再 開後2年を経過していないもの。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りで ない。
- エ 暴力団
- オ その役員等が、次のいずれかに該当する法人又は個人
 - (7) 暴力団員
 - (イ) 自己, 自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的 をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (b) 暴力団又は暴力団員に対していかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品そ の他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に 暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (コ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用 している者
- カ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便又は信書便により送付する。

- (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から平成26年9月30日までとする。

5 入札の公示の方法

入札を行う場合は, 鹿児島県公報により公告する。

......

一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、物品等の購入について、 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

平成25年5月24日

県立薩南病院長 古川重治

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入をする物品等の名称及び数量 全身用 X 線 C T 診断装置 一式
 - (2) 購入をする物品等の特質等 入札説明書による。
 - (3) 納入期限 入札説明書による。
 - (4) 納入場所 県立薩南病院
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 一般競争入札の参加者の資格に関する公告(平成25年5月24日鹿児島県公報第2908号登載)により示した全身用X線CT診断装置に係る知事の入札資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。 なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)第 2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する 暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
 - エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
 - オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金 銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は 積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は 個人
 - ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれ らを利用している法人又は個人
 - ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
- 3 入札の方法等
- (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額

を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるも のとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税 に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

県立薩南病院総務課

南さつま市加世田高橋1968番地4 郵便番号 897-1123

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に 規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」とい う。)により送付すること(郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明すること ができる郵便又は信書便とすること。)。

(4) 入札書の提出期限

平成25年7月11日午後5時(郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着 のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年7月12日午後1時30分

イ 場所 県立薩南病院小会議室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(4)に同じ。

入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を,入札説明書に定める方法により,入札書 の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入 札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を 被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提 出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国(公団及び独立行政法人を含 む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする 事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したこと を証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこと となるおそれがないと認められるときに限る。)。
- (2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に 定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契 約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とす る契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国(公団及び独立行政法人を含む。)又は地方公

共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。

7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書,入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法 (明治29年法律第89号) 第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県立薩南病院総務課

南さつま市加世田高橋1968番地4 郵便番号 897-1123

電話番号 0993-53-5300

ファックス番号 0993-53-6764

12 その他

この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

- 13 SUMMARY
 - (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

X-ray CT diagnostic unit for the whole body:1Set

(2) DELIVERY PERIOD:

As specified in the tender explanation form

(3) DELIVERY PLACE:

Kagoshima Prefectural Satsunan Hospital

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

5:00 p.m. 11 July 2013

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

General Affairs Division

Kagoshima Prefectural Satsunan Hospital

1968-4 Kasedatakahashi, Minamisatsuma City, Kagoshima Prefecture 897-1123 Japan

TEL 0993-53-5300

FAX 0993-53-6764

教 育 委 員 会 規 則

鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成25年5月24日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

鹿児島県教育委員会規則第9号

鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則(昭和39年鹿児島県教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「の学区は、県全域とする」を「については、学区を設けないものとする」 に改める。

第3条第1項中「第2項第1号中」を「次項及び第3項第1号中」に改め、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「普通科へ入学しようとする者」の次に「(前項に規定する者を除く。)」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、所属学区外の高等学校へ入学しようとする者又は次項第2号に 規定する者が、次の各号のいずれかに該当する高等学校の全日制の課程のうち普通科へ入学 しようとする場合は、当該各号に該当する高等学校に志願することができる。
 - (1) 当該年度の全日制の課程の募集定員が120人を超えない高等学校(次号に規定する高等学校を除く。)
 - (2) 熊毛学区及び大島学区内の高等学校

第3条の2第1項中「普通科を置く高等学校」の次に「(前条第2項第1号又は第2号の規定に該当する高等学校を除く。)」を加え、同条第2項中「前条第1項及び第2項」を「前条第1項及び第3項」に改める。

第4条中「第3条第2項第1号又は第2号」を「第3条第3項第1号又は第2号」に改め、 同条第3号中「前各号」を「前2号」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則の規定は、平成26年4月1日以後に県立高等学校に入学しようとする者から適用し、同日前に県立高等学校に入学しようとする者については、なお従前の例による。

(高等学校へき地生徒寄宿舎の設置及び管理に関する条例施行規則の改正)

3 高等学校へき地生徒寄宿舎の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和40年鹿児島県教育 委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「及び第3項」を「から第4項まで」に改める。